

大和市告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次のとおり市道の路線を廃止し、同法第18条第2項の規定により平成29年1月4日から供用を廃止する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成29年1月4日

大和市長 大 木 哲

路線名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)	重要な経過地
上和田127号	上和田字新道添1021番1先	上和田字新道添1022番1先	1.82	60.69	
上和田262号	福田字乙四ノ区2573番4先	福田字乙四ノ区2581番3先	1.82	2.63	